

徳島県病院局告示第五号

地方自治法の一部を改正する法律（法律第十九号）附則第二条第四項の規定により準用する同条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第七条の規定による改正前の地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、令和六年十月一日次の事務を弁護士法人エジソン法律事務所に委託した。

令和六年十月十五日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）第十条第一項に規定する使用料及び同条第二項に規定する使用料又は手数料のうち、滞納された使用料及び手数料の収納の事務